

## 日本語教育機関認定法の確実かつ効果的な施行に向けた提言

令和5年6月28日  
日本語教育推進議員連盟  
会長 柴山 昌彦

我が国の在留外国人は、令和4年度末、過去最高の約300万人となり、ここ10年で100万近く増加している。また、外国人労働者は、ビジネス関係、技能実習等を含めた約182万人と増加傾向にある。

既に留学生の増加、生産年齢人口減少に伴う労働力不足や高度専門人材のニーズの高まりなどを背景に、我が国における外国人材の活躍は不可欠となっているが、外国人労働者が、2040年には、2020年から約3倍増の674万人になるとの推計もあるなど、更なる外国人材が活躍しやすい環境づくりが求められている。

こうした状況から、日本語教育に対するニーズの一層の多様化が進むとともに、日本語学習希望者も増加することが見込まれる。我が国が外国人材から選ばれる国となるためにも日本語教育の質・量両面から充実し、外国人材が安心して活躍できる日本語教育の環境整備は急務である。

第211回国会において成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」によって、令和6年4月から、日本語教育業務が文化庁から文部科学省へ移管される。今後、更に、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、総務省など関係省庁が一体となって取り組むべき体制を作るべきであるが、現在の体制は脆弱と言わざるを得ない。

施行後は、800校以上の既存の日本語学校以外に新規校を含めた膨大な数の学校の審査を的確に行うなど、文部科学省が期待される業務を確実に行えるよう、十分な体制を備えることが不可欠である。同法を確実かつ効果的に施行し、日本語学習を希望する留学生、就労者、生活者、外国人児童生徒、難民等を含めた外国人等が、誰一人取り残されないように日本語を学ぶ機会を充実させるとともに、地域における多文化共生社会を実現するため、政府に対し、以下の対応を求める。

### 記

#### 1 日本語教育の政府における体制強化

文部科学省、法務省をはじめ関係省庁が一体となって制度運用を進めるため、令和6年4月から文部科学省に移管される日本語教育に関する人員配置については、CIQ（税関、出入国管理、検疫）と同様に、文部科学省に専任の課を置いて十分な職員を配置するなど、法律の施行に必要な業務を万全に行われるよう、体制整備を行うこと。

#### 2 本法の活用促進に向けた関係省庁の連携促進

本制度の活用促進を図るため、「日本語教育推進会議」においてとりまとめられた報告（令和4年12月）も踏まえ、留学生、就労者、生活者に対する日本語教育の環境が整備されるよう、本法施行と併せて具体的かつ効果的な方策として検討し、関係者等に周知を図ること。また、これらを推進するための国の必要な予算措置、地方財政措置を行うこと。

#### 3 海外の日本語教育の振興

本制度に関する海外での情報提供、海外派遣人材での登録日本語教員資格の活用等、海外においても本制度の積極的な周知、活用を行うと共に、日本語パートナーズ派遣事業、外国人材向け日本語教育事業等を含む、国際交流基金の海外日本語事業の継続・拡充等を通じて、より一層の海外の日本語教育の振興に努めること。

以上